

志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きに関する必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業

2 業務目的

志木市立小・中学校の児童生徒に対して実施される外国語関連の授業において、教員の指導助手として、授業支援を行う。また、外国語授業以外の様々な教育活動において、指導助手と児童生徒の交流により、国際理解感覚や英語コミュニケーション能力を高めるための事業である。

3 プロポーザルの概要

(1) 件名

志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容（詳細は仕様書参照のこと）

- 学校が作成した年間指導計画、単元計画、指導案に基づいた指導助手を行う。
- 小学校中学年における外国語活動の指導助手及び打合せ、教材開発・提供
- 小学校高学年における外国語科の指導助手及び打合せ、教材開発・提供
- 中学校における外国語科の指導助手及び打合せ、教材開発・提供
- 小・中学校の特別支援学級における指導助手
- 小・中学校における国際理解に関する指導助手
- 児童生徒の給食、清掃活動、学校行事等への参加及び交流
- 小学校の教職員に対する英会話の指導、小・中学校教職員研修会での指導
- 志木市教育委員会主催の小学校中学年児童向けの英語体験学習（サマーイングリッシュ事業）における英会話講師
- 志木市中学校英語学習発表会（英語弁論大会）の参加生徒の指導、発表会の評価審査
- 朝霞班英語弁論大会の発表会 評価審査
- 月1回程度の外国語指導助手のミーティング（参集又はオンライン）
- その他、所属学校長が指示するもの。

4 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

5 対象校等

志木市立小・中学校（12校）

志木市教育委員会

6 予算額

志木市立小・中学校外国語指導助手派遣事業 113,124,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※上記金額は予算執行時の予定価格を示すものではない。

7 参加資格

プロポーザルに参加する者は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する契約を本市との間で直接締結できる法人格を有する民間事業者である。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- (2) 本市より一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けた法人
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人
- (5) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをしている者
- (7) プライバシーマーク付与事業者または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。
- (8) 市税等に滞納のある法人

8 実施スケジュール

企画提案書及び見積書に係る質問提出期限	令和5年 1月 6日（金）
企画提案書及び見積書に係る質問回答期限	令和5年 1月12日（木）
参加表明書兼誓約書提出期限	令和5年 1月17日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年 1月30日（月）
プレゼンテーション審査実施日	令和5年 2月 6日（月）
審査結果の通知	令和5年 2月10日（金）
契約の締結	令和5年 2月 中旬
派遣業務の開始	令和5年 4月 1日（土）

※ 日程が変更する場合がありますので御了承ください。

9 プレゼンテーション審査の実施

企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日 時： 令和5年2月6日（月）

※時間、場所等の詳細は後日通知する。

※参加事業者数により、日時・場所が変更となる場合がある。

実施場所：志木市役所 ※詳細は別途お知らせします。

住所 志木市中宗岡1-1-1

内 容：1者あたり25分程度とし、以下の内容で行う。

・企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分以内）

※プレゼンテーションに当たっては、6頁の「15 評価のポイント」に記載された項目順に説明を行うこと。

・質疑応答（10分以内）

出席者数：4名以内

※プロジェクター等の機材の使用に関しては令和5年2月2日（木）までに申し出ること。

なお、パワーポイントを使用する場合は、ファイルをUSBメモリに保存して持参することで本市が用意するノートパソコンを使用することができる。それ以外のソフトウェアを使用する場合はパソコンを持参することとするが、その場合、プロジェクターとのコネクタ形状等を事前に確認すること。

※企画提案書に基づくプレゼンテーションは、原則として本業務を受託した場合において直接関わる予定の主たる担当者が行うこと。

※質疑応答は、本業務に直接関わる予定の者以外の発言は認めない。

※補足配布資料等がある場合は、当日10部持参すること。

10 公募の方法

令和4年12月下旬から令和5年1月17日（火）までの間、市ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

11 契約候補者選定に当たっての提出書類等

(1) 提出書類

参加表明書兼誓約書（第1号様式及び1号様式別紙）については、令和5年1月17日（火）までに提出すること。

次に掲げる書類については、項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、正本1部、副本10部を作成し、令和5年1月30日（月）までに提出すること。

①法人概要（商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書）

※応募提出日前3か月以内に発行されたもの

②企画提案書（任意様式、A4版20枚以内）

※様 式…企画提案書の様式は任意とする。A4版で20枚以内にまとめ製本すること（製本の体裁は任意とする）。

※構成・内容…本実施要領の内容を踏まえながら6頁の「評価のポイント」に記載された項目順に作成すること。

③法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税証明書（直近1年分）

④業務実施体制表（第2号様式）

⑤類似業務受託実績書（第3号様式）

※他自治体及び学校法人等における類似業務の受託実績について、5件を上限として記入すること。

⑥見積書（第4号様式）

※業務内容の各項目について、内訳がわかるように見積もること。

(2) 提出先

志木市役所 教育政策部 学校教育課

住所 〒353-8501

志木市中宗岡1-1-1

(3) 提出方法

持参とし、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

・参加表明書兼誓約書（第1号様式及び1号様式・別紙）

令和5年1月17日（火）17時15分締切

・参加表明書兼誓約書以外の提出書類

令和5年1月30日（月）17時15分締切

(5) 提出書類等の取り扱い

ア 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等は契約候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。

ウ 提出された企画提案書等について情報公開請求があったときは志木市個人情報保護条例に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。

エ 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。

オ 提出した企画提案書に係る著作権、使用権などの知的財産権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、契約候補者が作成した企画提案書等に関しては、市が必要と認める場合に、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(6) 質問書の提出

企画提案書等の提出にあたり質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

ア 提出書類 質問書（第5号様式）

イ 提出期限 令和5年1月6日（金）17時15分締切

ウ 提出先 志木市役所 教育政策部 学校教育課

エ 提出方法 電子データ

質問書（第5号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記入し、電子メール（件名【ALT_質問_会社名】）で提出すること。

メールアドレス：g-kyouiku@city.shiki.lg.jp

オ 回 答 公平性を期すため、令和5年1月12日（木）までに質問に対する回答を市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

12 選定及び結果の通知

選定については、6頁の「評価のポイント」に基づく評価により行うものとする。

選定の結果については、令和5年2月10日付けでプレゼンテーション参加者に対して文書で通知する。

なお、選定結果は、受託候補者以外は提案者が特定できない方法により市ホームページ上で公表する。

13 契約について

- (1) 契約候補者と交渉が成立した場合において、志木市契約規則（昭和51年規則第10号）の規定により派遣業務契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約の履行に当たっては、仕様書及び企画提案書の内容を実行するものとする。
- (4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す。

14 問い合わせ先

志木市役所 教育政策部 学校教育課

電話：048-456-5367

FAX：048-474-4462

メール：g-kyouiku@city.shiki.lg.jp

15 評価のポイント

評価項目	NO	評価の視点	プレゼンテーション
1 会社概要	1	教育に対する企業理念やコンセプト	○
	2	労働者派遣業務遂行能力	○
2 業務実績	3	他自治体における類似業務の受託実績について、業務の特性や課題に対する取組状況	○
3 A L T 業務の理解	3	学習指導要領等についての理解・考え方	○
	4	A L T が学校で円滑な助手業務を遂行するための研修	○
	5	教員との授業打合せに関する業務支援	○
	6	サマーイングリッシュに関する運営支援及び内容	○
	7	中学校生徒の英語弁論大会に関する指導助手	○
4 A L T の管理体制	8	派遣業務に関する法令遵守体制や方針	○
	9	A L T の服務管理体制（勤務状況の把握方法、当日の欠勤・遅刻・早退の連絡体制、緊急時の連絡方法、業務報告方法、事故防止、休暇等）	○
	10	A L T の労務管理体制（組織・人員・業務内容・住居支援・交通費・保険加入等、その他）	○
	11	志木市教育委員会との連絡体制及び学校や志木市教育委員会からの要望や苦情の対応	○
5 危機管理体制	12	A L T の欠勤に備えた体制（代替要員の配置・勤務日の振替）	○
	13	学校からのA L T 交替要請、事業者都合によるA L T 交替に備えた体制および代替要員の配置	○
6 企画内容	14	独自の提案やアピール	○